**平成２１年（フ）第３９９号**
千葉県佐倉市西志津５丁目10番18号
債務者　岩渕　百合
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４０８号**
千葉県八街市文違301番地825　赤尾住宅12号
債務者　片山　洋美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４２３号**
千葉県八街市八街ほ208番地449
債務者　江藤　英子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４２４号**
千葉県佐倉市上座813番地24
債務者　金子さかえ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４２８号**
千葉県成田市並木町221番地560
債務者　戸塚かよ子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４３８号**
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　16棟204号
債務者　杉山　　進
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４３９号**
千葉県富里市御料1103番地３　スカイビレッジＨＩ202
債務者　高橋　宏明
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２０３６号**
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　321号棟410号室
債務者　岡村ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３１０８号**
名古屋市名東区香流２丁目215番地　あいだ荘102号
債務者　スナックひふみこと　小林　政子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３８３号**
岡山県井原市井原町842番地
債務者　川田てるみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第６００号**
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目４番21号
債務者　糸川ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第６７３号**
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目６番18―206号、前住所埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５番８―1103号
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７０２号**
埼玉県富士見市針ヶ谷１丁目16番地24
債務者　横島　スーセット　メンドーサ
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

**平成２１年（フ）第７０６号**
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目628番地　小島ハイム103号
債務者　後藤　光政
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７０７号**
埼玉県川越市砂新田５丁目１番地９
債務者　田村　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７０８号**
埼玉県川越市大字今福1118番地１　メゾンひらの台１―101号室
債務者　田村美智代
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７１２号**
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目８番24号
債務者　三田　竜哉
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

**平成２１年（フ）第３６８号**
埼玉県熊谷市中央５丁目８番66号　清栄コーポＢ棟101
債務者　畠山　智子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部